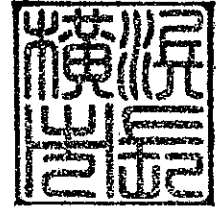


政基第 275 号

平成 27 年 9 月 18 日

南関東防衛局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における  
住宅等建設について（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 26 年 6 月 4 日付南防第 3393 号（以下、「照会文書」という。）において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

この計画案は、住宅建設戸数が半減されましたが、改変面積は変更されていません。加えて、地元要望の中でも特に重要な都市計画道路横浜逗子線の整備や、飛び地の施設整備・管理等の要望が反映されていない説明であったため、今年 1 月 9 日に本市から再説明の要請書を提出しました。

その後、4 月 23 日及び 7 月 16 日に、国からの再説明で、対応方針の説明が行われたことを受けて、照会文書の計画案が自然環境や周辺住民に与える影響等について、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、本市として改めて現時点での要請事項を整理しました。これまでに行ってきた要請と併せて、最大限尊重していただき、具体的な措置を講じるようお願いいたします。

また、計画の進捗状況や、本要請に対する具体的措置の方法・内容・スケジュール等についても、今後遅滞なくご説明ください。

なお、照会文書に明記されていますように、本要請事項への回答はすみやかに行ってください。

池子米軍家族住宅の建設に関しては、横須賀地区の家族住宅の不足数約 700 戸は変わらず、追加の建設場所については、依然として横浜市域が一つの選択肢としてあり得るとされていますので、本市としてはこれ以上横浜市内に住宅を建設されないよう改めて要請します。

また、施設返還については、市民共通の念願、市政の重要課題であることから、平成 16 年 10 月に日米間で返還合意し、現在未返還の根岸住宅地区などの返還を速やかに実現するよう日米間で協議を進めるとともに、返還後の跡地利用を進める上での様々な課題についても国の責任として解決に向け、適切に対応されるようお願いいたします。

## 要請事項

### 1 緑の保全、自然環境の保全

今回の計画では、住宅建設戸数が半減したにも関わらず、改変面積の縮減が図られていません。改変面積については、国からの説明において、今後、配置検討や設計等の業務を進めていく中で、日米間で継続して調整・検討していくことが示されました。また、建設予定地は横浜市水と緑の基本計画で緑の七大拠点と位置付けられており、将来にわたって保全すべきエリアであることから、自然環境の保全に配慮し、更なる改変面積の縮減のための具体的な対応策を早期に示すこと。

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努めること。

### 2 環境への配慮

計画の具体化に当たっては、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性横浜行動計画」等に基づく生物多様性への配慮を含め、横浜市環境配慮指針に示されている生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮すること。

### 3 風致の維持

建築物の高さを極力抑えるとともに、建築物のデザインや外壁の色彩、造成法面の圧迫感の軽減などについて、周辺との調和に配慮すること。また、建築物周囲の緑化や屋上緑化等についても検討すること。

### 4 災害の防止

土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること。

### 5 工事中及び供用後の交通対策

施設建設に伴う周辺交通環境については、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等を明らかにし、負荷軽減の対応策とともに早期に示すこと。

特に都市計画道路横浜逗子線の整備については、住宅建設計画の事業主体である国が、責任をもって対応すべき事項であり、地元の要望事項を真摯に受け止め、確実に実施すること。更に整備の実施にあたっては、これまでの国からの説明において「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の整備手法が示されたが、今後、実施時期や実施方法等について、本市と協議すること。

## 6 地域住民への説明

計画の前提である住宅完成までの具体的な全体工程を明確に示すこと。

また今後、計画の具体化に当たっては、住宅施設等の概要、緑地、自然環境の保全策、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等が明らかになった時点で、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し説明を行い、その意見を尊重すること。

また、周辺住民に対しては、事業主体である国が段階に応じて適時、適切に説明を行い、その意見を尊重すること。

## 7 飛び地の返還と早期利用

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、米軍施設の存在により影響を受けている周辺住民が、災害時に利用できる避難場所等を、住宅建設の進捗に関わらず、国の負担で整備し、早期に市民利用が可能になるよう米軍と調整すること。

## 8 その他

平成18年10月及び平成19年8月に行った要請事項のうち、上記に掲げた事項以外の「施設供用後に向けた対応」、「法令・条例等の遵守」、「地域のまちづくりの推進」についても引き続き尊重していただき、具体化に向けた対応についてそれぞれ回答するよう重ねて要請します。